

3月1日から受付開始

# 会員を募集します

# 平成22年度根室市市民交通傷害共済



根室市市民交通傷害共済は、交通事故でけがなどをした方を救済するため、市民一人ひとりが会費を出し合い、見舞金を給付する共済制度です。

根室市に居住し、住民登録または外国人登録をしている方であれば、どなたでも加入できます。

## 年会費

一般の方 600円

小・中学生、高校生、乳幼児の方 400円

※生活保護世帯の方は、市が負担します。

※準要保護世帯の方は、半額を市で負担します。

## 共済期間

平成22年4月1日（年度途中に加入の方は加入承認の日）から平成23年3月31日までです。

## 見舞金の支給基準と金額

等級	傷 害 の 程 度	金 額
1 等級	死亡の場合	1 0 0 万円
2 等級	実日数入院治療期間 9 カ月以上	5 0 万円
3 等級	実日数入院治療期間 6 カ月以上	4 0 万円
4 等級	実日数治療期間 6 カ月以上	2 4 万円
5 等級	実日数治療期間 5 カ月以上	2 0 万円
6 等級	実日数治療期間 4 カ月以上	1 6 万円
7 等級	実日数治療期間 3 カ月以上	1 2 万円
8 等級	実日数治療期間 2 カ月以上	1 0 万円
9 等級	実日数治療期間 1 カ月以上	8 万円
10等級	実日数治療期間 2 週間以上	6 万円
11等級	実日数治療期間 1 週間以上	4 万円
12等級	実日数治療期間 1 週間未満	2 万円

※実日数治療期間とは、入院・通院または往診に要した日数をいいます。  
※事故内容によっては、共済運営委員会の決定により減額して支給される場合があります。  
※無免許、酒気帯び運転者の場合などは、共済見舞金は支払われません。

- 申込方法
  - ・平成22年度会員は、3月1日から受け付けます。
  - ・会員台帳は、町会加入の方は各町会から、幼稚園・保育所児童や小中学生・高校生は各学校等から配布されます。
  - ・会員台帳に氏名等を記入し、会費を添えて学校や町会などに申し込みをしてください。
  - ・町会未加入の方は、市交通市民生活担当（窓口3番）または歯舞支所で、直接申し込みをしてください。
- 見舞金の支給申請
  - ・申請用紙を市交通市民生活

- 共済見舞金支給の除外
  - ① 道路交通法に規定する道路以外の場所による車両事故。
  - ② 地震、津波などの災害による場合。
  - ③ 無免許、酒気帯び、速度違反による運転者と同乗者。
  - ④ 自殺行為または犯罪を目的とした場合の運転者と同乗者。
  - ⑤ 故意または重大な過失。

**申込・問合せ先**  
 市役所市民環境課  
 交通市民生活担当  
 TEL23-6111番  
 内線2124